

## 志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

### 1. 条例を改正する理由

次の理由により条例改正を行うものです。

- ①志摩市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成16年志摩市条例第137号)の改正を行い、新たに志摩市災害弔慰金等支給審査委員会を組織することにより、当該組織の委員長及び委員の報酬の額等について規定するためです。
- ②小中学校の学校薬剤師の報酬年額について、県下の状況をみると当市は安価であるため、鳥羽志摩薬剤師会からの要望もあり増額するための改正です。

### 2. 改正する条例の要点

#### ①について

志摩市災害弔慰金等支給審査委員会の委員長の報酬を日額23,600円、委員の報酬を日額20,400円として規定します。

#### ②について

学校薬剤師報酬の年額について、県下の状況をみると鳥羽市と志摩市は安価であるため、令和7年度から78,000円から157,000円に増額します。

【現 行】1校あたり 78,000円

【改正案】1校あたり 157,000円

### 3. 改正による効果等

#### ①について

新たに設置される志摩市災害弔慰金等支給審査委員会の委員長及び委員の報酬の額等が定められ、報酬及び費用弁償について支払うことが可能となります。

#### ②について

地域間において大きな差が生じている学校薬剤師の報酬額の見直しが図られます。

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年志摩市条例第48号)新旧対照表

現行			改正後 (案)				
別表(第1条、第2条関係)			別表(第1条、第2条関係)				
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
障害者介護 給付費等の 支給に関する審査会委員	会長 医療薬剤 関係委員長 医療薬剤 関係委員 保健福祉 関係委員長 保健福祉 関係委員	日額 22,700円 日額 22,700円 日額 19,700円 日額 20,700円 日額 17,700円	〃	会長 医療薬剤 関係委員長 医療薬剤 関係委員 保健福祉 関係委員長 保健福祉 関係委員	日額 22,700円 日額 22,700円 日額 19,700円 日額 20,700円 日額 17,700円	〃	
(略)	(略)	(略)	災害弔慰金 等支給審査 委員会	委員長 委員	日額 23,600円 日額 20,400円		
認定こども園	内科医 歯科医 眼科医 薬剤師	年額 224,000円+(40 0円×園児数) 年額 600円×園児数 年額 78,000円	〃	(略)	(略)		
小学校	内科医	年額 224,000円+(40 0円×園児数)	〃	認定こども園	内科医 歯科医	年額 224,000円+(40 0円×園児数)	〃

	0円×児童数)			
歯科医	年額 224,000円+(40 0円×児童数)	〃		
眼科医	年額 600円×児童数	〃		
薬剤師	年額 <u>78,000円</u>	〃		
中学校	内科医	年額 224,000円+(40 0円×生徒数)	〃	
	歯科医	年額 224,000円+(40 0円×生徒数)	〃	
	眼科医	年額 600円×生徒数	〃	
	薬剤師	年額 <u>78,000円</u>	〃	
	その他の非常勤の職員	日額 5,500円	〃	
	眼科医	年額 600円×園児数	〃	
	薬剤師	年額 78,000円	〃	
小学校	内科医	年額 224,000円+(40 0円×児童数)	〃	
	歯科医	年額 224,000円+(40 0円×児童数)	〃	
	眼科医	年額 <u>600円×児童数</u>	〃	
	薬剤師	年額 <u>157,000円</u>	〃	
	中学校	内科医	年額 224,000円+(40 0円×生徒数)	〃
	歯科医	年額 224,000円+(40 0円×生徒数)	〃	
	眼科医	年額 600円×生徒数	〃	
	薬剤師	年額 <u>157,000円</u>	〃	
	その他の非常勤の職員	日額 5,500円	〃	